

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「本給付金」という。）は、令和5年6月1日時点で、上天草市に住民登録があり、**1 世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税である世帯**や令和5年1月以降に**2 予期せず家計急変**となった世帯を支援する給付金です。

○1世帯1回限りの受給です。他市町村との重複受給はできません。

給付金の支給額

対象世帯 1世帯あたり **3万円**

給付金の支給対象と申請の有無

1 令和5年6月1日時点で、上天草市に住民登録があり、世帯全員が、令和5年度分の「**住民税均等割が非課税**」である世帯
※住民税が課税されている人の被扶養者がいる世帯も対象となります。

支給のお知らせが届いた世帯

対象世帯は、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）、または、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）（以下「令和3年度・令和4年度給付金」という。）を受給済みであり、世帯員の構成に変更が無い世帯となります。通知は、令和5年6月下旬以降に届きます。

「令和3年度・令和4年度給付金」を受給された口座に本給付金を振込みますので**手続きは不要**です。

※但し、次の場合は通知文に記載した期限までに届け出が必要です。

- ① 振込先の変更を希望される場合
- ② 本給付金の支給を辞退される場合

確認書・申請書が届いた世帯

- (1) **手続きが必要**です。
- (2) 確認書または申請書の内容を確認し、必要事項を記入して、添付書類とともに、同封の返信用封筒でご返送ください。
- (3) 返送期限は、**令和5年11月30日（木曜日）必着**となります。
- (4) 期限までに、**確認書等の返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。**

「令和3年度・令和4年度給付金」を受給されていない世帯、令和5年1月2日から6月1日までに本市に転入された人のいる世帯等となります。通知は、令和5年7月以降に届きます。

2 （**1** に該当しない世帯で）令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（**家計急変世帯**）

申請が必要！

期間：令和5年7月13日（木曜日）～11月30日（木曜日）

・申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市福祉課へ持参又は郵送で提出してください。

※申請書は、市役所及び市社会福祉協議会の各窓口で受け取ることができます。また、市ホームページからダウンロードできます。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

<お問い合わせ先> ☎861-6192 上天草市松島町合津7915-1

上天草市役所福祉課 福祉政策室

☎0969-28-3381